

(様式1)

県産品申請書(会社概要)

事務局記入欄

登録日		コード	検印	登録者
登録番号				
仕入区分	消化・買取			

	販売期間及び 選定年月日	確認
テストマーケティング 催事出展		
県産品		

※太枠線内のみご記入ください

会社名			屋号名			代表者印
代表者	役職名			フリガナ		
				氏名		
所在地	本店舗	〒				
	工場	〒				
適格請求書発行事業者登録番号		T		無し		
TEL			緊急連絡先			FAX
URL				メール		
担当者	役職名			フリガナ		
				氏名		
設立年月日				業態	小売・卸売・製造	
資本金	万円			年商	万円	
主な取引先						
従業員数	人	PL保険	加入済・加入予定		※PL保険加入証書の写しを添付してください	
銀行口座	コード	支店コード			預金区分	普通・当座
	銀行 信金 農協		本店 支店 出張所		口座番号	
	フリガナ					
	口座名義					

店舗写真	工場写真

(様式2)

県産品申請書(商品概要)

申請日		テストマーケティング 年月日		確認		取扱県産品 選定年月日		確認					
よみがな		よみがな		社名		表示店名							
代表者		役職		氏名		担当者		氏名					
所在地		〒											
TEL		FAX		メール									
商品名													
商品価格													
規格		税別売価		消費税率		税込売価 (切捨て)		取引掛率		税別取引 価格		JAN	
		円		%		円		%		円		無	
		円		%		円		%		円		無	
		円		%		円		%		円		無	
保存方法		常温・冷蔵・冷凍		賞味期限		日		冷凍の場合、解凍後		日			
商品の特長													
発注ロット													
商品供給		通年可能・限定		限定の場合、出荷可能時期など									
製造元		自社・他社(製造委託・仕入)		委託・仕入先名		所在地							
主原材料1		(原産地 )		主原材料2		(原産地 )							
特定原材料 8品目		無し		有り ( えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生 ) 該当するものに○を付けてください。									
商品区分		イ		原材料(県内)、加工地(県内)		ロ		原材料(県外)、加工地(県内)					
		ハ		原材料(県内)、加工地(県外)		ニ		原材料(県外)、加工地(県外)					
特定施設県産品選定要領第4条(選定基準)(2)から(6)を遵守し、記入した内容について相違ありません。													
商品画像					表示ラベル(食品は栄養成分表示も含む)								



(様式2)

県産品申請書(商品概要)

申請日		テストマーケティング 年月日		確認	取扱県産品 選定年月日		確認
よみがな		よみがな					
社名		表示店名					
代表者	役職	氏名		担当者	役職	氏名	
所在地	〒						
TEL		FAX		メール			
商品名							
商品価格	規格	税別売価	消費税率	税込売価 (切捨て)	取引掛率	税別取引 価格	JAN
		円	%	円	%	円	無
		円	%	円	%	円	無
保存方法	常温・冷蔵・冷凍		賞味期限	日	冷凍の場合、解凍後		日
商品の特長							
発注ロット							
商品供給	通年可能・限定		限定の場合、出荷可能時期など				
製造元	自社・他社(製造委託・仕入)		委託・仕入先名		所在地		
主原材料1	(原産地 )			主原材料2	(原産地 )		
特定原材料 8品目	無し	有り ( えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生 )					
	該当するものに○を付けてください。						
商品区分	イ	原材料(県内)、加工地(県内)			ロ	原材料(県外)、加工地(県内)	
	ハ	原材料(県内)、加工地(県外)			ニ	原材料(県外)、加工地(県外)	
特定施設県産品選定要領第4条(選定基準)(2)から(6)を遵守し、記入した内容について相違ありません。							
商品画像				表示ラベル(食品は栄養成分表示も含む)			

(様式2)

県産品申請書(商品概要)

申請日		テストマーケティング 年月日		確認	取扱県産品 選定年月日		確認
よみがな		よみがな					
社名		表示店名					
代表者	役職	氏名		担当者	役職	氏名	
所在地	〒						
TEL		FAX		メール			
商品名							
商品価格	規格	税別売価	消費税率	税込売価 (切捨て)	取引掛率	税別取引 価格	JAN
		円	%	円	%	円	無
		円	%	円	%	円	無
保存方法	常温・冷蔵・冷凍		賞味期限	日	冷凍の場合、解凍後		日
商品の特長							
発注ロット							
商品供給	通年可能・限定		限定の場合、出荷可能時期など				
製造元	自社・他社(製造委託・仕入)		委託・仕入先名		所在地		
主原材料1	(原産地 )			主原材料2	(原産地 )		
特定原材料 8品目	無し	有り ( えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生 )					
	該当するものに○を付けてください。						
商品区分	イ	原材料(県内)、加工地(県内)			ロ	原材料(県外)、加工地(県内)	
	ハ	原材料(県内)、加工地(県外)			ニ	原材料(県外)、加工地(県外)	
特定施設県産品選定要領第4条(選定基準)(2)から(6)を遵守し、記入した内容について相違ありません。							
商品画像				表示ラベル(食品は栄養成分表示も含む)			

(様式2)

県産品申請書(商品概要)

申請日		テストマーケティング 年月日		確認	取扱県産品 選定年月日		確認
よみがな		よみがな					
社名		表示店名					
代表者	役職	氏名		担当者	役職	氏名	
所在地	〒						
TEL		FAX		メール			
商品名							
商品価格	規格	税別売価	消費税率	税込売価 (切捨て)	取引掛率	税別取引 価格	JAN
		円	%	円	%	円	無
		円	%	円	%	円	無
保存方法	常温・冷蔵・冷凍		賞味期限	日	冷凍の場合、解凍後		日
商品の特長							
発注ロット							
商品供給	通年可能・限定		限定の場合、出荷可能時期など				
製造元	自社・他社(製造委託・仕入)		委託・仕入先名		所在地		
主原材料1	(原産地 )			主原材料2	(原産地 )		
特定原材料 8品目	無し	有り ( えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生 )					
	該当するものに○を付けてください。						
商品区分	イ	原材料(県内)、加工地(県内)			ロ	原材料(県外)、加工地(県内)	
	ハ	原材料(県内)、加工地(県外)			ニ	原材料(県外)、加工地(県外)	
特定施設県産品選定要領第4条(選定基準)(2)から(6)を遵守し、記入した内容について相違ありません。							
商品画像				表示ラベル(食品は栄養成分表示も含む)			

## (別紙 1) 様式1、様式2 記入方法

### (様式1)

- 1 太枠線内の各項目について記入してください。
- 2 店舗写真及び工場写真については、会社パンフレット等でも代替可能とします。

### (様式2)

- 1 商品名、JANコードの有無を記入してください。
- 2 規格、小売価格欄は同一商品で内容量の大きさや異なる商品を記入してください。  
食品は1個あたりの量目や1箱の入り数、工芸品は外寸や模様などを記入してください。
- 3 商品の製造を自社以外で行っている場合はその製造元並びに所在地(都道府県、市区町村名)を記入してください。
- 4 主要原材料の原産地(都道府県、市区町村名)については可能な限り詳しく記入してください。
- 5 使用添加物やアレルギー特定原材料は法令で表示が定められているものについて記入してください。
- 6 取引条件等についてもれなく記入してください。
- 7 商品の特長の欄については、内容の審査及び販売時の商品PRの参考にしますので、本県ならではの商品性、素材の安全性や希少性、製法の独自性(特許等)、機能性、販売実績などセールスポイントを60字程度で記入してください。  
別途パンフレット等があれば添付してください。
- 9 各区分(イ~ニ)についてはあてはまる項目を選び、丸で囲んでください。  
なお、区分の際には、上記4(原材料の原産地)、7(商品の特徴)との整合性について確認してください。
- 10 特定施設県産品選定要領第4条(2)から(6)の規定(下記参照)を確認してください。

#### (選定基準)

第4条 県産品は、以下の基準により選定することを基本とする。

- (1) 加工食品及び非食品については、原則として生産物賠償責任保険等に加入している事業者の商品であり、次のいずれかに該当していること。
  - (イ) 商品の主要な原材料が福島県内産であり、商品の製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っていること。
  - (ロ) 商品の主要な原材料が福島県外産であり、商品の製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っていること。
  - (ハ) 商品の主要な原材料が福島県内産であって、県外の事業者等により製造された場合は、商品の販売を県内事業者が行っていること。
- (ニ) 上記に掲げる以外の商品であっても、本県のイメージアップや認知度の向上に相当程度寄与するものと判断できるものについては、特例的に「県産品」として取扱うことができるものとする。  
なお、東日本大震災及び原子力発電所災害の影響により、県外へ移転した事業所等については「県内事業者」として扱うものとする。
- (2) 農林水産物については、福島県内で生産、収穫されたもので、福島県農林水産部が実施している「農産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング」において、出荷等制限品目に該当しないものであること。
- (3) 材料(原料、素材)は適切なものを使用していること。
- (4) 季節商品を除き、継続して通常の需要に応じられる程度の生産力を有すること。
- (5) 食品表示法等各種法令等に定められた表示義務等に対応していること。
- (6) 食品衛生法、食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法等その他関係法令に定める規定に違反していないこと。